

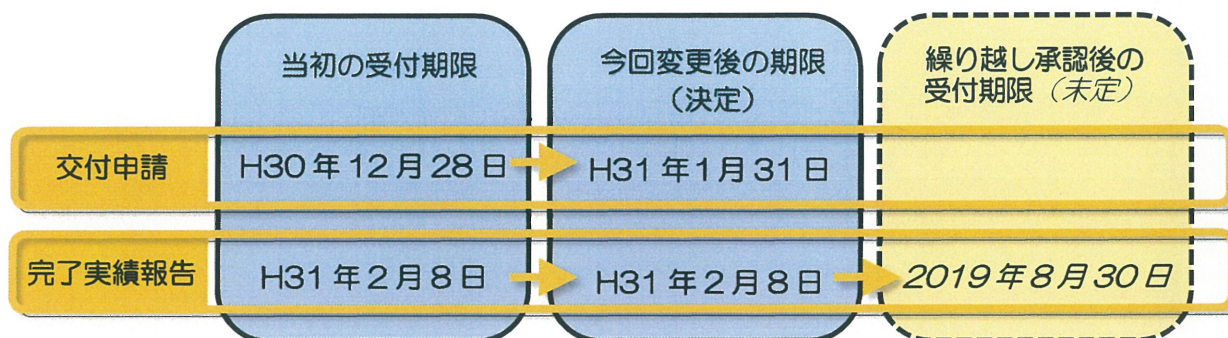
## 1. 交付申請受付期限の延長

交付申請書類受付の期限を当初公表の平成30年12月28日(金)から平成31年1月31日(木)に変更します。受付期限までに申請ツールによる登録を必ず完了させ、交付申請を行ってください。

また、請負契約による住宅・建築物は、交付申請受付期限までに契約を締結した上で契約書の写しを交付申請時に提出していただきますが、書類の到着が期限に間に合わない場合には、各実施支援室にご相談ください。

## 2. 完了実績報告受付期限の延長

既に各グループへ配分されている予算枠の住宅・建築物、及び今後の配分の変更により追加される予算枠の住宅・建築物が完了実績報告の提出期限(平成31年2月8日)までに実績報告書を提出できない場合は、必ず1月31日までに交付申請を行い、2月8日までに未完了報告を提出してください。該当理由を申告いただくことにより、実績報告期限の延長(※)について手続きを進めます。なお、期限延長が認められた場合でも、早期の着工と早期の完了実績報告にご協力願います。



(※) 地域型住宅グリーン化事業は、従前より単年度予算となっており、年度内に事業を完了し、実施支援室から各事業者へ補助金の支払いを終えることが原則です。そのため、実績報告期限を延長するには、必要な手続きを行う必要があります。必要な手続きの一環として、各事業者から未完了報告をしていただきますので、ご理解の上ご対応ください。